

令和3年度豊橋市競輪事業特別会計弾力条項適用について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第4項の規定により、令和3年度豊橋市競輪事業特別会計において弾力条項の適用を決定し、その経費を次のとおり使用する。

第1条 歳入歳出予算の弾力条項を適用する総額は、450,000千円とする。

2 歳入歳出予算の弾力条項の適用の区分及び該当区分ごとの金額は、別表に定めるところによる。

令和4年3月1日適用

豊橋市長 浅井由崇



別 表

歳 入

款	項	既 定 額	増加収入額	計
1 事業収入		千円 20,802,096	千円 450,000	千円 21,252,096
	1 事業収入	20,802,096	450,000	21,252,096
歳 入 合 計		21,745,000	450,000	22,195,000

歳 出

款	項	既 定 額	弾力条項適用額	計
1 競輪事業費		千円 21,463,999	千円 450,000	千円 21,913,999
	1 競輪開催費	21,463,999	450,000	21,913,999
歳 出 合 計		21,745,000	450,000	22,195,000



# 競輪事業特別会計

## 競輪事業特別会計弾力条項適用明細書

### 1 歳 入

款 項 目	既 定 額	増加収入額	計
1 事 業 収 入	千円 20,802,096	千円 450,000	千円 21,252,096
1 事 業 収 入	20,802,096	450,000	21,252,096
2 勝者投票券 売 上 金	20,800,000	450,000	21,250,000
歳 入 合 計	21,745,000	450,000	22,195,000

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 勝者投票券 売上金	450,000	

2 歳 出

款 項 目	既 定 額	弾力条項 適 用 額	計	弾力条項適用額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 競輪事業費	21,463,999	450,000	21,913,999	0	0	0	450,000
1 競輪開催費	21,463,999	450,000	21,913,999	0	0	0	450,000
3 払戻金	15,600,000	450,000	16,050,000	0	0	0	450,000
歳 出 合 計	21,745,000	450,000	22,195,000	0	0	0	450,000



節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
22 償還金、利子 及び割引料	450,000	1. 勝者投票券払戻金	450,000